

改正

平成26年3月26日いわき市規則第4号

令和3年3月30日いわき市規則第17号

令和6年3月27日いわき市規則第23号

いわき市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐火建築物等とすることを要しない場合)

第2条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(整備等をすべき記録)

第3条 条例第8条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 条例第41条第2項の規定による身体拘束等の記録
- (3) 条例第43条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第45条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第4条 障害者支援施設は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室 次に掲げる基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂 次に掲げる基準

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所及び便所 次に掲げる基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(7) 廊下 次に掲げる基準

ア 幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下にあつては、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。

2 条例第10条第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(職員の配置の基準)

第5条 障害者支援施設に置くべき施設長の員数は、1とする。

2 生活介護を行う場合の障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定

める員数の職員を置かなければならない。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。

(ア) 次の(i)から(iii)までに掲げる平均障害支援区分（市長が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下この(ア)において同じ。）の区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに掲げる数とすること。

(i) 平均障害支援区分が4未満 利用者（市長が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を6で除して得た数

(ii) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

(iii) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(イ) (ア)(i)の市長が定める者である利用者の数を10で除して得た数

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うときは、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項第2号及び第28項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

- 4 第2項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第2項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第2項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 自立訓練（機能訓練）を行う場合の障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。
- （1）看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数
- ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
- イ 看護職員の数は、1以上とすること。
- ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とすること。
- エ 生活支援員の数は、1以上とすること。
- （2）サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 8 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供するときは、前項に規定する員数の職員のほか、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 9 第7項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難なときは、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 10 第7項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 11 第7項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 12 第7項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 13 自立訓練（生活訓練）を行う場合の障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、

当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

14 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いているときは、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

15 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供するときは、第13項に規定する員数の職員のほか、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

16 第13項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

17 第13項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

18 就労移行支援を行う場合の障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

19 前項の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

20 第18項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

21 第18項第3号又は第19項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

22 就労継続支援B型を行う場合の障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

23 前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

- 24 第22項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 25 施設入所支援を行う場合の障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。
- (1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数とすること。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は市長が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。
- 26 前項第1号及び第28項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。
- 27 第2項、第7項、第13項、第18項、第19項、第22項及び第25項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始するときは、第2項、第7項、第13項、第18項、第19項、第22項及び第25項の利用者の数は、推定数とする。
- 28 第2項及び第4項から第25項までに規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。
- 29 第1項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がないときは、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の配置の基準）

- 第6条** 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満であるときは、前条第5項、第10項、第11項、第16項、第20項（同条第19項第1号に係る部分を除く。）及び第23項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でな

なければならないものとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第2項第3号、第6項、第7項第2号、第12項、第13項第2号、第17項、第18項第3号、第19項第2号、第21項、第22項第2号及び第24項の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち市長が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合の職員の配置の基準)

第7条 障害者支援施設が従たる事業所を設置するときは、主たる事業所及び従たる事業所の職員（サービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(モニタリング)

第8条 条例第19条第10項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者の業務)

第9条 条例第20条第1項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第10条 条例第35条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下

この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 利用者が退所したときは、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成18年10月1日において現に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に掲げる知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通所寮（以下「知的障害者通所寮」という。）が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築されること等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 3 平成18年10月1日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第31条に規定する身体障害者授産施設（整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第1号に掲げる身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、知的障害者更生施設又は知的障害者通所寮が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

- 4 平成18年10月1日において現に存する身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）であつて、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合における当該身体障害者療護施設の建物について、第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日において現に存する身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者通勤寮が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第4条第1項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 7 平成18年10月1日において現に存する知的障害者更生施設が施設障害福祉サービスを提供する場合における当該知的障害者更生施設の建物について、第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項第7号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 8 平成18年10月1日において現に存する知的障害者通勤寮が施設障害福祉サービスを提供する場合における当該知的障害者通勤寮の建物については、第4条第1項第7号の規定は、当分の間、適用しない。
- 9 平成18年10月1日において現に存する身体障害者療護施設、身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第4条第1項第7号イの規定は、当分の間、適用しない。

附 則（平成26年3月26日いわき市規則第4号抄）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整を行って引き続き使用することができる。

附 則（令和3年3月30日いわき市規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日いわき市規則第 23 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（後略）